



第9回

契約と損害賠償請求②

※前回からの続きです。

3 契約の無効・取消

取消 前回では契約無効の場合に関して述べました。今回は取消です。無効は契約の当初から当然に効力はありませんが、取消は取消の意思表示があつて初めて効力がなくなります。

取消ができる場合としては、詐欺による契約、強迫による契約、行為無能力者（未成年者や被成年後見人など）による契約の場合があります。

取消により契約は初めから無かったものとなります（遡及効と言います）から、もし契約が履行されていれば、双方に原状回復義務が発生します。

また、無効と異なり、取消権は、追認できるようになってか

ら5年間、追認できるようにならなくても行為の時から20年たてば消滅しますので、注意が必要です。

4 契約の解除

契約を解除できる場合としては、法定解除（法律の要件により解除権が発生する場合）、約定解除（予めの解除権留保合意に基づき、該当事情が発生したことを理由に解除する場合）、合意解除（合意により解除する場合）などがあります。

(1) 法定解除

債務不履行による解除
相手方が債務を履行しない場合に発生する解除権ですが、履行遅滞・履行不能・不完全履行の3態様があります。

①履行遅滞は、相当期間を定めて履行を促し（催告）、それでも相手方が履行しないときに、解除権が発生します。

ただし、クリスマススイブ商品のようにイブまでに納入しなければ意味がないような場合の遅滞は「定期行為の遅滞」と言

い、一定時点までに履行しなければ契約の目的を達成できないので、催告は不要です。

②履行不能は、そもそも契約の基づく履行が不能な場合ですから、催告は不要です。

③不完全履行は、履行された目的物に瑕疵（欠陥）がある場合や履行の方法が不完全な場合などを言います。追完（後に法律要件を補完すること）可能な場合は履行遅滞に当たりますから催告をして相手方が応じなければ解除できます。追完不能な場合は定期行為の遅滞または履行不能に当たりますから催告無しで解除できます。

なお、前述①②③で解除権が発生するためには、いずれも債務を履行しない者の過失が必要で、すなわち、買主は目的物を受け取ったときは、遅滞なくこれを検査し、瑕疵または数量不足があるときは、直ちに売主に通知しなければなりません。目的物に直ちに発見できない瑕疵があるときは6カ月以内に発見して売主に通知しなければなりません。商取引を迅速・円滑に進めるための特則です。

特定物（当事者が物の個性に着目した物）売買では、買主が売買契約の目的を達成できない場合は、解除と損害賠償を、そうでない場合は、損害賠償なし代金減額だけを請求できます。請求権の行使には1年という期間制限があります。

不特定物（当事者が種類、数量、品質等に着目しその個性を問わない物）売買では、原則として債務不履行（不完全履行）により処理されます。権利行使には10年の消滅時効があります。商行為のときは5年となります。

なお、商人間の売買においては、買主の検査・通知義務という特則がありますので注意が必要です。すなわち、買主は目的物を受け取ったときは、遅滞なくこれを検査し、瑕疵または数量不足があるときは、直ちに売主に通知しなければなりません。目的物に直ちに発見できない瑕疵があるときは6カ月以内に発見して売主に通知しなければなりません。商取引を迅速・円滑に進めるための特則です。

なお、商人間の売買においては、買主の検査・通知義務という特則がありますので注意が必要です。すなわち、買主は目的物を受け取ったときは、遅滞なくこれを検査し、瑕疵または数量不足があるときは、直ちに売主に通知しなければなりません。目的物に直ちに発見できない瑕疵があるときは6カ月以内に発見して売主に通知しなければなりません。商取引を迅速・円滑に進めるための特則です。

「任」と言います。

「任」と言います。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com
相談予約専用フリーダイヤル なやみよまるく
0120-7834-09
予約受付:平日9時~21時、土曜10時~17時
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広電白島線縮景園前徒歩1分
TEL 0570-008450 FAX 0570-008455 アーバンビューグランドタワー隣

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!

中四国最大級(弁護士15名、秘書24名)^{H22.11現在}

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

☑契約書 ☑債権回収 ☑労務問題
☑知的財産 ☑倒産・再生 ☑顧問契約

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー第1回
「残業代請求への対応について」講師:弁護士 山下江
日時:平成23年1月25日(火) 18:30~ 会場:八丁堀チャンテ
詳しくは当事務所HP「お知らせ」企業法務セミナー情報をご覧ください。

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!